

MARINE SAFETY ADVISORY No. 08-25J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

SUBJECT: JOINT CONCENTRATED INSPECTION CAMPAIGN ON BALLAST WATER MANAGEMENT

Date: 20 August 2025

東京MOU及びパリMOUの加盟当局は、2004バラスト水管理条約 (BWM条約) の実施に関する合同集中検査キャンペーン (CIC) を2025年9月1日から2025年11月30日まで実施します。

東京MOUとパリMOUは[プレスリリース](#)を発表し、このCICに於いて通常のPSC検査と併せて実施されるバラスト水管理条約の検査対象となる分野と、講じられる可能性のある措置に関する情報を提供しています。質問は、バラスト水処理装置 (BWMS) の重要な側面 (設置および承認など)、運用上の事項 (バラスト水排出および関連システムの操作など)、バラスト水記録簿 (BWRB) への記録内容、およびバラスト水沈殿物の管理に対して重点的に行われます。このCIC期間中で、同一船舶へのCIC検査は1回のみとなります。

東京MOUおよびパリMOU加盟国の海域に入港する弊船籍すべての船舶は、CICでの欠陥指摘や拘留を防止する為、CICへの準備が必要となります。CICの開始前に、船長および機関長は、船上のBWMSが適切に運用されていることを確認し、未解決の問題があればDPAと協力して解決する必要があります。さらに、CICに備えて乗組員の習熟訓練を実施し、記録しておく必要があります。

弊局では、弊船籍船舶に対し、コンプライアンス (BWM条約遵守) とは、BWMSが完全に機能しているという事だけでなく、乗組員が船上のBWMSに精通していることを実証できること、BWRBに適切なコードを使用すること (ガイダンス[BWM.2/Circ.80/Rev.1](#)参照)、も含まれることを注意喚起するとともに、バラスト水、堆積物はバラスト水管理計画 (BWMP) に従って管理されている事を確実にしてください。

本船舶安全通知は、毎年弊局によって審査され、特段の記載が無い限り、また置き換え、取り消しが無い限り、発行・更新から1年後に失効します。

MSA No. 08-25J

1/1

注) 本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。